

秋田市長 穂 積 志 様

秋田市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 柴 田 一 宏



秋田市情報公開・個人情報保護審査会における審議について（報告）

当審査会は、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第8号）第2条第2項の規定に基づき、平成28年6月29日付け環推第102号で依頼のあった下記の審議事項について、同年7月19日開催の第2回秋田市情報公開・個人情報保護審査会において審議を行いましたので、その結果を報告します。

記

1 審議事項

秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例（仮称）の設定等について

2 審議の結果

秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例（仮称）の設定について、当審査会として特に意見はない。ただし、同条例の運用に当たっては、事例ごとに様々な個人情報を取り扱う場面が想定されることから、関係課所室および関係外部機関と情報共有する際には、明確なルールを定め、適正に管理すること。

また、ひとり暮らしの高齢者などの場合で、医学的・福祉的な対応が必要とされる事案にあっては、保健師や地域包括支援センターなどの協力を得ながら、専門的な支援を行うなど、迅速な事案の解消に努めていただきたい。

なお、個人情報の本人以外からの収集については、個人情報保護条例第5条第2項第7号の類型3に該当することを認める。

(表2) 本人以外からの収集禁止の例外 (条例第5条第2項第7号) (抜粋)

類	型	本人以外から収集する理由等
3	相談、陳情、要望、苦情、意見 その他の本人の自由な意思により 提供される情報の中に、提供者以 外の者に関する個人情報が含まれ ている場合	①相談等の内容は、相談者等の意思によ り一方的に提供されるものでありその 性質上収集を拒むことができない。 ②相談、陳情、要望、苦情、意見等の内 容に提供者本人以外の者に関する個人 情報が含まれている場合は、それらの 事実関係を正確に把握しなければ、事 務を適切に処理することができない。